

感染段階		<第1段階> 感染発生時と同様の状況で推移した場合	<第2段階> 感染発生時より微増(または増加傾向)の状況で推移した場合(群馬県内で感染者が増加傾向にない)	<第3段階> 県内での感染者が発生または増加傾向の場合	<第4段階> 県内で感染者の急増や学内で感染者が発生するなど、蔓延するおそれがある場合
要 点		感染拡大防止措置を講じる。 換気等の空間配慮を講じる。	感染拡大防止措置を講じる。 学生間及び教職員の濃厚接触及び3密を避ける。	感染拡大防止措置を講じる。 感染拡大を封じ込めること。	感染拡大を終息させる。
授業	共通	・通常通りの授業を基本とし、感染拡大防止措置を講じる。 ※定期的に教室の換気を行う。 ※感染状況により分散通学とし、対面授業と遠隔授業を併用する。	・通常授業(全面通学等)を可能とし、感染状況により、入構者数の制限をした分散通学の対応もする。いずれの場合も感染拡大防止措置を講じる。 ・対面授業と遠隔授業を併用する場合もある。 ・対面授業を実施する場合、感染状況により使用教室座席数の70%以内に(受講者数)制限する場合がある。その場合はクラスを分けるなどして対応する。(※ただし、全面通学を実施する場合は感染防止策を徹底すること。) ・感染者が発生した場合は遠隔授業を主とする。 ※ディスカッション形式の授業は十分な感染防止策をとること。 ※座席間を空けて着席し、定期的に教室の換気を行う。	・原則分散通学とし、入構者数の制限をするが、感染状況に応じ感染拡大防止措置を講じることにより通常授業(全面通学等)を実施することも可能とする。 ・対面授業を実施する場合、感染状況により使用教室座席数の50%以内に(受講者数)制限する場合がある。 ・実習指導等の授業においては受講人数を絞り、感染防止対策が可能な場合に指定教室にて実施する。(教室やクラスを分け対応する。) ※ディスカッション形式の授業は受講人数や感染防止策が十分な場合に認める。 ※入構を認められた場合は座席間を空けて着席し、教室の換気を十分に行う。	・原則遠隔(オンライン)授業。ただし、感染状況に応じ、感染拡大防止措置を講じることにより、分散通学を可能とし、その場合は対面と遠隔を併用する。 ※対面授業の場合は感染防止対策を徹底の上、実施する。(実習、演習、資格取得等に係る授業) ※学内実習や実技系科目等対面で実施する場合は感染対策を徹底し、指定教室にて実施する。(下欄の「実習」に該当する。) ※学内で陽性が判明した場合は、発生したキャンパスを入構禁止とし、遠隔授業に切り替える。その間、保健所等関係機関と連携を図り、感染拡大を終息させるための手段を講じる。(全ての感染段階に適用する。)
	演習	・通常通り授業を実施する。	・感染対策を徹底したうえで実施する。 (教室の広さに対し感染対策が可能な人数)	・1グループあたりの人数を制限し、抑制できない場合はグループを分けることや、遠隔授業に切り替える。	・原則遠隔授業。(一部対面授業も可能)
	実習	・実習先の対応方針に合わせ、実習科目の開講を柔軟に対応し、状況により学内実習を行う。	・実習先の対応方針に合わせ、実習科目の開講を柔軟に対応し、状況により学内実習を行う。	・実習先の対応方針に合わせ、学外実習が不可能となった場合は学内実習に切り替える。	・停止(ただし、実習先の対応方針に合わせ、入念な協議によって対応する。)
環 境		・手洗い、うがいの励行 ・咳エチケット(マスク着用等) ・アルコール消毒液を出入口に設置 ・定期的な教室の換気 ・使用教室はアルコールによる清拭を行う。	・手洗い、うがいの励行 ・咳エチケット(マスク着用等) ・アルコール消毒液を各フロアに設置 ・定期的な教室の換気 ・使用教室はアルコールによる清拭を行う。	・手洗い、うがいの励行 ・咳エチケット(マスク着用等) ・アルコール消毒液を各フロアに設置 ・全館十分な換気 ・使用した場所のアルコール清拭を行う。	・認められた場所のみ使用を許可。 ・学内で陽性が判明した場合は一時全館閉鎖。 ※キャンパスを超えての感染がない場合は発生したキャンパスのみ閉鎖する。(全ての感染段階に適用する。)
課外活動 行事 イベント 学内会議		・課外活動は十分な感染防止を徹底できると認められた場合は可能とする。 ・行事、イベント等は感染防止・拡大に最大限注意して実施を可能とする。 ・感染防止策を講じ対面会議(オンライン併用)を実施する。	・感染及び感染拡大防止の取組が十分できると認められたものに限り、規模や内容を制限した活動を認める。 ・感染防止策を講じ、対面会議を可能とするが、オンラインも併用する。	・課外活動、行事、イベント等停止。ただし、感染拡大防止の取組が十分であると認められ、規模・内容等制限した活動は認める。 ・極力外出を控える。状況に応じ不要不急の外出を自粛する。 ・感染防止策を講じ、対面会議を可能とするが、オンライン会議も併用する。	・課外活動、行事、イベント禁止。(延期または中止)ただし、感染拡大防止の取組が十分であると認められ、規模・内容等制限した活動を認める場合がある。 ・不要不急の外出を自粛する。 ・原則オンライン会議。
学内の入構		・感染拡大防止策を講じ入構可能とする。	・感染拡大防止策を講じ入構可能とするが、一部使用教室の制限や滞在時間の短縮を要請する場合がある。(来訪者については事前連絡)	・学生の入構を制限。(来訪者等同様) ・授業等で許可された者及びそれ以外でも許可された者の入構を可能とする。	・教職員以外の入構を禁止とするが、授業等で許可された学生の入構は可能とする。 ・来訪者は事前のアポイントを必要とする。
教職員について		・全教職員出勤可能。 ・県をまたぐ移動を可能とする。ただし、制限されている地域へは自粛する。	・3密を避けることを基本に、出勤を可能とする。 ・県をまたぐ移動を自粛する。(各自治体による県をまたぐ移動制限の解除後、当該地域へ可能とする。)	・在宅勤務も可能とする。(居住地域の感染状況による) ・県をまたぐ移動を控える。(各自治体による県をまたぐ移動制限の解除後、当該地域へ可能とする。)	・交代、時差出勤とし、教職員の在宅勤務を推奨する。 ・県をまたぐ移動を自粛する。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況は日々変わってきているため、状況に応じて指針の見直しを図ります。 ※厚生労働省が発表している【新しい生活様式】、【「5つの場面」回避】に沿った生活を推奨します。